

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 30 年 8 月 29 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ショッピングタウン南出来島

所在地 新潟市中央区南出来島 493-1 外

設置者 株式会社ワダトレーディング、貝印石油株式会社

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社キューピット	<u>午前 10 時 00 分</u>	午前 0 時 00 分
株式会社ココカラファインヘルスケア	<u>午前 10 時 00 分</u>	午後 9 時 00 分

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社キューピット	<u>午前 9 時 00 分</u>	午前 0 時 00 分
株式会社ココカラファインヘルスケア	<u>午前 9 時 00 分</u>	午後 9 時 00 分

- ・来店者が駐車場を利用することのできる時間帯

(変更前)

駐車場 No. (配置図上の No.)	来店者が駐車場を利用することのできる時間帯
駐車場 1	<u>午前 10 時 00 分</u> ～午前 0 時 00 分

(変更後)

駐車場 No. (配置図上の No.)	来店者が駐車場を利用することのできる時間帯
駐車場 1	<u>午前 8 時 30 分</u> ～午前 0 時 00 分

3 変更する年月日

平成 30 年 7 月 21 日

4 変更しようとする理由

開店時刻の繰り上げにより、来店者の利便性を高めるため。

5 届出年月日

平成 30 年 7 月 11 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成 30 年 8 月 29 日から平成 30 年 12 月 29 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp